

別添

未成年者の飲酒防止に関する表示基準を
定める件の一部改正について

平成 27 年 7 月 6 日

国税審議会酒類分科会

未成年者の飲酒防止に関する表示基準を定める件の一部改正について

当分科会は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 8 の規定に基づき、平成 27 年 6 月 1 日付課酒 5－18 をもって国税庁長官から国税審議会に諮問のあった「未成年者の飲酒防止に関する表示基準を定める件の一部改正」について審議した結果、別紙のとおり改正することが適当であるとの結論に至ったので報告する。

平成 27 年 7 月 6 日

国 税 審 議 会 酒 類 分 科 会

分 科 会 長	三村優美子（青 山 学 院 大 学 経 営 学 部 教 授）
分科会長代理	佐 藤 和 夫（元東京農業大学応用生物科学部教授）
委 員	河村小百合（株式会社日本総合研究所調査部上席主任研究員）
〃	篠 原 成 行（日 本 酒 造 組 合 中 央 会 会 長）
〃	須磨佳津江（キ ャ ス タ ー ・ ジ ャ ー ナ リ ス ト）
〃	手島麻記子（株 式 会 社 彩 食 絢 美 代 表 取 締 役）
〃	橋 本 佳 与（株式会社読売東京本社論説委員兼編集委員）
〃	広 重 美 希（一般社団法人消費者力開発協会理事・事務局長）
〃	吉 村 典 久（慶 応 義 塾 大 学 法 学 部 教 授）
〃	渡 辺 哲（東 海 大 学 医 学 部 客 員 教 授）

未成年者の飲酒防止に関する表示基準を定める件(平成元年国税庁告示第九号) 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 案	現 行
未成年者の飲酒防止に関する表示基準 1 (省略) 2 前項に規定する表示は、容器等の見やすい所に明りょうに表示するものとし、表示に使用する文字は、6ポイント(日本工業規格Z八三〇五(一九六二)に規定するポイントをいう。以下同じ。)の活字以上の大きさの統一のとれた日本文字とする。ただし、容量360㎖以下の容器にあつては、5.5ポイントの活字以上の大きさとして差し支えない。 3～8 (省略)	未成年者の飲酒防止に関する表示基準 1 (同左) 2 前項に規定する表示は、容器等の見やすい所に明りょうに表示するものとし、表示に使用する文字は、6ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた日本文字とする。ただし、容量360㎖以下の容器にあつては、5.5ポイントの活字以上の大きさとして差し支えない。 3～8 (同左)